

治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 河川等における治水事業の推進

(1) 気候変動等で多発している大規模水害及び局地的大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制を充実強化するとともに、河川等の抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設の整備や未整備区間の整備を促進すること。

また、河川管理施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等を推進するとともに、流下能力の向上等に必要な河川改修や内水対策など予防的な治水対策を講じること。

(2) 都市自治体が管理する河川の改修、河川管理施設の整備及び内水等による浸水被害対策について、支援制度の拡充など必要な財政措置を講じること。

(3) 民間施設への雨水貯留施設の設置を促進させるため、事業者に対する必要な支援策を講じること。

2. 河川等の水質改善や自然環境の保全・再生に必要な事業を推進すること。

また、河川敷を活用した施設整備や水辺環境を有効利用した交流拠点の整備等を促進するため、支援制度の拡充や必要な財政措置を講じること。

3. 局地的な豪雨等の気象情報を、より詳細に予測・観測できるシステムの整備促進を図り、気象観測体制を充実強化すること。

4. 土砂災害対策の推進

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させるために必要な支援や都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備に必要な財政措置を講じるとともに、避難勧告の発令等に必要な情報伝達体制を整備すること。

また、土砂災害警戒区域等の住宅改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るなど、早期に防災対策を実施するとともに、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

5. ダム整備等

- (1) ダム周辺地域で行う地域振興策について、必要な支援策を講じること。
また、国の政策転換などによってダム事業が中止となる場合は、代替となる地域振興策や治水・渇水対策事業の実施など適切な対応を講じること。
- (2) 特定多目的ダムの完成後に要する維持管理費と国有資産等所在市町村交付金の分担金については、基本計画の変更によって事業費が増嵩した場合においても過剰な負担増とならないよう、必要な措置を講じること。

6. 火山噴火緊急減災対策砂防計画を早期に策定するとともに、必要な防災施設の整備を推進すること。

7. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市自治体にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。